

訪問販売お断りステッカーの配布について

栃木市市民生活課
栃木市消費生活センター

日頃より市政に対しご理解、ご協力いただきありがとうございます。

栃木市では、消費者の相談先として入舟庁舎に栃木市消費生活センターを設置し、消費生活相談、多重債務相談、消費者教育のための出前講座、街頭啓発活動などを行っております。

消費生活センターに寄せられる相談には、突然業者が訪ねてきて、屋根や床下の点検して、今すぐ修理しないと危険だと不安をあおって工事の契約を勧めたり、いらぬ服を買い取りますと言って家に上がり込み、貴金属も見せてほしいと言出し、貴金属を安く買い取っていくなど、訪問販売や訪問買取に関するトラブルの相談があとをたちません。

訪問販売や訪問買取は、きっぱり・はっきり断ることが大切です。

そこでこのたび、訪問販売・訪問買取の被害防止のため、「訪問販売お断りステッカー」を作成しました。1世帯1枚ずつお取りください。

対候性のステッカーですので、玄関等に貼ってご活用ください。

契約トラブル・多重債務などでお困りの時は、
栃木市消費生活センターへご相談ください。

電話 23-8899 栃木市入舟町 15 番 5 号（入舟庁舎 1 階）
（土・日・祝日、年末年始を除く、9:00～16:00）

または、消費者ホットダイヤル ^{いやや} ☎ 188 「いやや！訪問販売」へ

ステッカーに関する問い合わせ
市民生活課 電話 21-2121

訪問販売お断りステッカーの配布について

栃木市市民生活課
栃木市消費生活センター

日頃より市政に対しご理解、ご協力いただきありがとうございます。

栃木市では、消費者の相談先として入舟庁舎に栃木市消費生活センターを設置し、消費生活相談、多重債務相談、消費者教育のための出前講座、街頭啓発活動などを行っております。

消費生活センターに寄せられる相談には、突然業者が訪ねてきて、屋根や床下の点検して、今すぐ修理しないと危険だと不安をあおって工事の契約を勧めたり、いらぬ服を買い取りますと言って家に上がり込み、貴金属も見せてほしいと言い出し、貴金属を安く買い取っていくなど、訪問販売や訪問買取に関するトラブルの相談があとをたちません。

訪問販売や訪問買取は、きっぱり・はっきり断ることが大切です。

そこでこのたび、訪問販売・訪問買取の被害防止のため、「訪問販売お断りステッカー」を作成しました。

対候性のステッカーですので、玄関等に貼ってご活用ください。

契約トラブル・多重債務などでお困りの時は、
栃木市消費生活センターへご相談ください。

電話 23-8899 栃木市入舟町 15 番 5 号（入舟庁舎 1 階）

（土・日・祝日、年末年始を除く、9:00～16:00）

または、消費者ホットダイヤル ^{いやや} 188 「いやや！訪問販売」へ

ステッカーに関する問い合わせ
市民生活課 電話 21-2121